

■高齢運転者等の安全運転支援

① 高齢運転者交通安全緊急対策事業 1,805 万円

県の取組 後付け安全運転支援装置の取り付け支援

後付け安全運転支援装置の普及事業を行う市町への補助の実施

対象 ①三重県内に居住する令和2年度中に満70歳以上になる自動車運転免許保有者

(令和元年12月31日現在 県内免許保有者125万5,944人(内満70歳以上21万8,312人))

②車検証に「自家用」、申請者が「使用者」と記載されている車

③車に安全運転支援装置を設置し、1年以上その装置を使用する者

等の条件を満たす者

運転に不安を覚える高齢者の支援

自主返納制度、運転免許証自主返納サポートみえの周知を図るため、普及啓発を行う

市町の取組 後付け安全運転支援装置(ペダルの踏み間違い等による急加速を抑制する装置)を取り付けた高齢者への補助事業の実施

※参考(令和元年度の国のサポカー購入補助)

令和元年度中に満65歳以上となる方を対象に、①対歩行者衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置を搭載する車(サポカー)②後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置の購入及び設置に補助金を支給する。

①サポカー購入補助

対象: i) 対歩行者の衝突被害軽減ブレーキ
ii) ペダル踏み間違い急発進抑制装置

	iかつiiを搭載する車両	iのみを搭載する車両
登録車	10万円	6万円
軽自動車	7万円	3万円
中古車	4万円	2万円

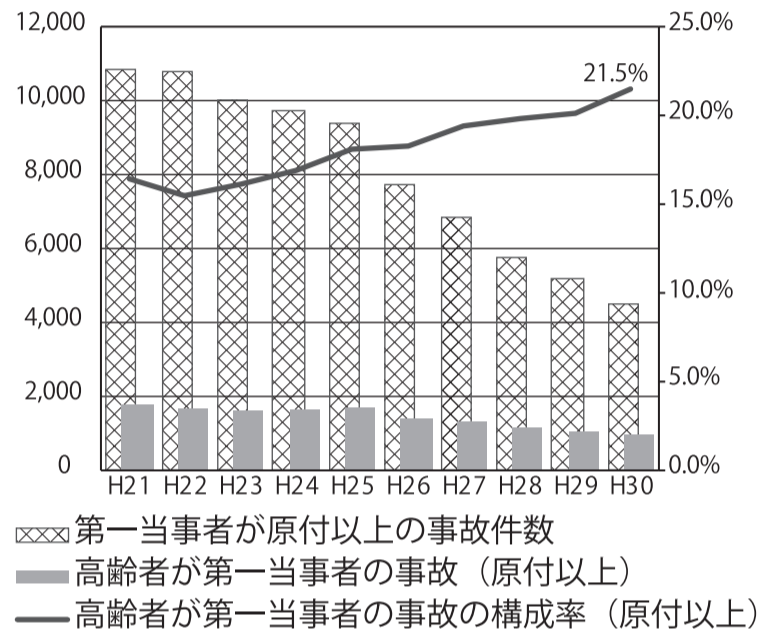
②後付けペダル踏み間違い急発進抑制装置購入補助

・障害物検知機能付きペダル踏み間違い急発進抑制装置等	上限	4万円
・ペダル踏み間違い急発進抑制装置	上限	2万円

② 高齢運転者交通事故緊急対策事業 335 万円

交通事故を起こした満70歳以上の高齢運転者を対象に、自らの運転能力を自覚させ、より実践的な教育を県内の21箇所の指定自動車学校と連携して実施する。安全運転サポート車の乗車体験を行ったり、場合によっては、免許返納の契機につなげる。

参考 県内の交通人身事故発生件数の推移
(過去10年間における第一当事者が原付以上の事故)



■令和元年度最終補正予算について

新型コロナウイルス感染症への対応: 6,160万1千円

①防疫対策事業(医療保健部) 5,871万5千円

新型コロナウイルス感染症の予防や感染拡大防止のため、帰国者・接触者外来に協力する医療機関に対する空気清浄機等の設置に対する支援や相談窓口の設置、医療用マスク・防護服・検査試薬の購入等を実施する。

②県立学校児童生徒等健康管理事業(教育委員会事務局) 288万6千円

児童生徒への感染を予防するため、全県立学校で手指消毒液等を購入する。

※参考 新型コロナウイルス感染症 電話相談窓口

1. 開設時間

9時00分から21時00分まで
(土曜日・日曜日・祝日も対応)

2. 設置場所と電話番号

(1) 保健所

桑名保健所	0594-24-3625
四日市市保健所	059-352-0594
鈴鹿保健所	059-382-8672
伊賀保健所	0595-24-8070
津保健所	059-223-5184
松阪保健所	0598-50-0531
伊勢保健所	0596-27-5137
尾鷲保健所	0597-23-3428
熊野保健所	0597-89-6115

(2) 三重県庁

・医療保健部薬務感染症対策課
059-224-2339(専用回線)

3. その他の相談窓口

・厚生労働省 電話番号 0120-565653(フリーダイヤル)

受付時間 9時00分から21時00分まで

(土曜日・日曜日・祝日も対応)

尚、次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください

・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている方
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます。)

・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方

※高齢者や基礎疾患等のある方は、上記の状態が2日程度続く場合

帰国者・接触者相談センター連絡先(24時間受付※)

(1) 9時00分から21時00分まで

(土曜日・日曜日・祝日も対応)

各保健所(番号は左の「電話相談窓口」と同じ)

(2) 21時00分から翌9時00分まで

三重県救急医療情報センター(059-229-1199)にお電話下さい。